

議第42号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1人」を「3人以内」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、副広域連合長が2人以上あるときは、あらかじめ広域連合長が定めた順序で、その職務を代理する。

第15条第5項中「副委員長」の右に「1人」を、「副広域連合長」の右に「(副広域連合長が2人以上ある場合にあつては、広域連合長が指定する副広域連合長)」を加える。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

関西広域連合規約の一部を変更する必要があるので提案する。